

令和3年8月1日から

タンデム自転車

公道を走ることができます!



※秋田県道路交通法施行細則の一部改正（令和3年8月1日施行）

タンデム自転車とは

1台の自転車に複数のサドルとペダルが装備され、複数人が乗車できる自転車のことです。



タンデム自転車の特徴

- ・視覚障がい者の方や脚力の弱い方でも楽しめます。
- ・普通自転車と交通ルールが異なります。
- ・普通自転車と比べて小回りが効かず注意が必要です。
- ・2人でこぐとスピードが出やすく注意が必要です。

タンデム自転車の注意点

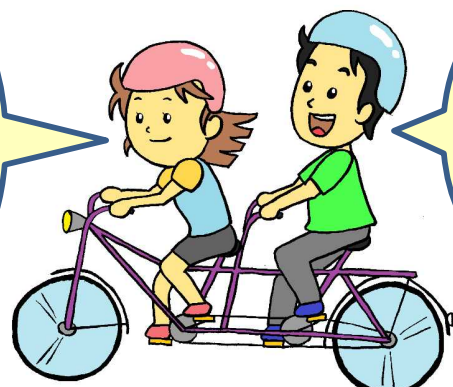
● 走行前に練習しましょう。

ヘルメットをかぶりましょう!



● 互いに声を掛け合いましょう。

止まるよ



はい!

交通規制上の注意点



▶▶ 普通自転車と軽車両の違い

タンDEM自転車は、軽車両のうち自転車に区分されますが、普通自転車の大きさや構造の基準を満たしていないため、「普通自転車以外の自転車」となります。

軽車両



タンDEM自転車
リアカー、人力車
馬・牛、馬車・牛車など

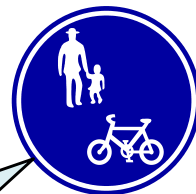
普通自転車



- ① 車体の大きさ
長さ190cm以内、幅60cm以内であること
- ② 車体の構造
 - ・ 側車を付けていないこと
 - ・ 運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・ 制動装置が走行中に容易に操作できる位置にあること
 - ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

▶▶ 歩道は通行できません

歩道上に右の「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されている場合、歩道を通行できるのは「普通自転車」であり、「タンDEM自転車」は通行できません。



車道の左側を通行しましょう！

タンDEM自転車
通行不可

▶▶ 「自転車を除く」の補助標識は適用されません



自転車を除く



自転車を除く

進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があっても、タンDEM自転車は除かれません。

歩行者用信号ではなく
車両用信号に従って
進行します！

